

共和工業所 社則規定	定 款	文書番号	KS100	頁
		作成	昭和36年11月2日	1/4
		実施	昭和36年12月1日	

## 第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当社は、商号を株式会社共和工業所と称し、英文ではKYOWAKOGYOSYO CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 精密ねじおよび特殊ボルトの製造および販売
- (2) 建設および工作用機械ならびに部品の製造および販売
- (3) ボルト製造等の機械設備の製造および販売
- (4) 自動車用および運搬機械用の部品の製造および販売
- (5) コンピュータおよび周辺機器の販売
- (6) コンピュータソフトウェアの開発および販売
- (7) 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を石川県小松市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、500万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式を有する株主の権利)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

共和工業所 社則規定	<b>定 款</b>	文書番号	<b>KS100</b>	頁
				2/4

(株式取扱規程)

第 10 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第 3 章 株主総会

(招集)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 4 月 30 日とする。

(招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、または欠員のときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。

(議決権の代理行使)

第 14 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当会社の議決権を有する株主 1 名に限る。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議事録)

第 16 条 株主総会の議事については議事録をつくり、これに議事の経過の要領およびその結果を記載または記録する。

(電子提供措置等)

第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

### 第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 18 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10 名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

共和工業所 社則規定	<b>定 款</b>	文書番号	<b>KS100</b>	頁
				3/4

(選任方法)

第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(任期)

第 20 条 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第 21 条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役若干名を選定する。

(役付取締役)

第 22 条 当社は、取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(報酬等)

第 23 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役社長が招集しその議長に任ずる。ただし、取締役社長に差し支えあるときまたは欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。

2. 取締役会の招集は、各取締役に対し、会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 25 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

共和工業所 社則規定	定 款	文書番号	KS100	頁
				4/4

## 第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 28 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第 29 条 監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

## 第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 30 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第 31 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 32 条 当社の事業年度は、毎年 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 33 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 34 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 4 月 30 日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 10 月 31 日とする。

3. 前 2 項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 35 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。